

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）において、一般乗用旅客自動車運送事業における旅客の相乗りに関し、「利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗り（略称「シェアタク」）について、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う」とされたところである。

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送は、一般乗用旅客自動車運送事業に適用される運賃を前提としながら、旅客が「割り勘」による割安な小口輸送サービスを利用できる長所があり、また、地域の実情に応じた多様な移動手段を提供する重要性に鑑みて、今般、一般乗合旅客自動車運送事業との整合性にも留意しつつ、その実施できる範囲について下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 相乗り旅客の運送の定義について

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送とは、各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、一団の旅客として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（以下「相乗り運送契約」という。）を一般乗用旅客自動車運送事業者との間で共同して締結し、これに基づき行われる運送をいう。

ただし、相乗り運送契約には、各旅客が配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約も含むこととする。

なお、運転者自らがタクシー乗場等で相乗り運送契約の締結に関わる行為は、タクシー乗場等での秩序維持を困難とし、延いては公正な条件の下での運送に係る契約の締結を阻害するおそれが生じる等の理由のため、認められない。

2. 相乗り旅客と乗合旅客の差異について

一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合旅客を運送する場合には、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は同法第21条の規定による乗合旅客の運送の許可を受ける必要がある。

他方で、一般乗用旅客自動車運送事業者における相乗り旅客の運送は、運送途中に不特定の旅客が乗車しないものであり、乗合旅客の運送には該当しないことから、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法第4条又は第21条の許可を受けずに実施することができる。

3. 相乗り旅客の運送における運賃の取扱いについて

（1）相乗り旅客の運送に適用できる運賃の種類について

一般乗用旅客自動車運送事業に認められる運賃であれば、その種類にかかわらず適用することを認めるが、相乗り旅客間におけるトラブルを防止する観点から、乗車前に運賃額が確定する運用を原則とする。

ただし、定額運賃を適用する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付国自旅第100号）に基づく認可を別途受ける必要がある。認可にあたっては、定額運賃として運用する運賃額について、1回の運送あたりの相乗り旅客人数を合理的に推計すること等により審査する。

（2）相乗り旅客間の費用負担の按分について

乗車距離に応じた按分を原則とするが、座席指定の対価など合理的な範囲において按分の比率を増減しても差し支えない。

なお、配車アプリ事業者等が車両を時間制運賃により貸し切り、旅客に運送等サービスを提供する場合においても、旅客の負担額はこれに準じることとする。

（3）相乗り旅客の運送における運賃の割増について

相乗り旅客の運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、相乗り旅客を運送する運転者の負担及び4. の措置の実施に必要な負担を考慮して、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づく認可を受けることで、乗車前に運賃額が確定し、割増について予め同意できる事前確定運賃に限り、最大2割の割増率を適用できることとする。

4. 相乗り旅客の運送によるトラブルの防止措置について

（1）運送開始前に相乗り旅客が予め確認・承諾する内容について

費用負担、事故時の補償等の条件その他相乗り旅客の運送によるトラブルを防止するために必要な内容（例：異性同士の相乗り旅客の同乗、使用する車両の種類等）を設定することとする。

(2) 目的地の設定に関する取扱いについて

相乗り旅客が個々に希望する目的地までの運送が行われる場合、相乗り旅客に対して、目的地の設定によっては自宅や勤務先等の所在地を知られるプライバシーのリスクがあることを予め注意喚起することとする。

(3) 相乗り旅客の誤乗車の防止について

相乗り旅客を運送する運転者は、誤乗車を防止するため、乗車しようとする相乗り旅客が運送の引受けを申し込んだ本人であることを乗車時に確認することとする。なお、ID 番号等の確認によることも差し支えなく、必ずしも氏名を確認する必要はない。

5. その他留意事項について

一般乗用旅客自動車運送事業者は、4. の措置を講じつつ、相乗り旅客とのトラブルの防止に努めるものとし、特段の注意を払わなかったことにより相乗り旅客の利便を阻害する事実がある場合には、道路運送法第 31 条の規定による事業改善の命令の対象となる。

また、いわゆる都市型ハイヤーを用いて相乗り旅客を運送する場合には、同乗する旅客の最短の乗車時間が 2 時間未満となる時は、タクシーと競合する運送行為となるため、道路運送法第 15 条違反となる。

附 則

1. 本通知による取扱いは、令和 3 年 11 月 1 日以降から適用する。
2. 相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該地域における一般乗合旅客自動車運送事業との整合性に留意するものとし、タクシーの相乗りの利用者数や 1 人当たりの運賃額等について、別途定めるところにより、管轄する地方運輸局長等に定期的に報告することとする。
3. 附則 2. の報告等を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上

国自旅第 297 号の 2
令和 3 年 10 月 29 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省
自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。